

議案第46号

令和7年度 湯梨浜町下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度湯梨浜町の下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
松崎地区内水対策事業 (新町川雨水ポンプ場建設工事(機械設備工事 及び電気設備工事))	令和7年度から令和9年度まで	1, 110, 000千円

令和7年5月2日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

令和7年度 湯梨浜町下水道事業会計補正予算附属書

(1)債務負担行為に関する調書

(1) 債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫補助金	企業債	その他
松崎地区内水対策事業 (新町川雨水ポンプ場建設 工事(土木工事、建築工事 及び施工監理業務など))	千円 1,375,202	令和6年度	千円 207,547	令和7年度 ～ 令和9年度	千円 303,000	千円 151,500	千円 151,500	千円 0
松崎地区内水対策事業 (新町川雨水ポンプ場建設 工事(機械設備工事及び電 気設備工事))	千円 1,110,000	—	千円 —	令和7年度 ～ 令和9年度	千円 1,110,000	千円 555,000	千円 555,000	千円 0

(注1)上段は、令和6年度の債務負担行為

(注2)下段は、新規の債務負担行為